

【定期報告について】

医学研究科・医学部及び医学部附属病院 医の倫理委員会では

「標準作業手順書」に基づき、

「定期報告は、介入研究および侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う観察研究においては毎年必要であるが、それ以外の研究においては3年に1回以上とする。」と定められております。

（医の倫理委員会ホームページ「標準業務手順書」

⇒「05 年次報告及び中止・終了報告」もご確認頂きますようお願いいたします。

該当 URL: <http://www.ec.med.kyoto-u.ac.jp/manual.html>)

ご対応頂けない場合、「不適合報告」をご提出頂く可能性もございますので、注意して頂きますようお願いいたします。

（注意喚起につきましては、研究の承認取り消し等の勧告ではございません。）

京都大学大学院医学研究科・
医学部及び医学部附属病院
医の倫理委員会
委員長 中山 健夫